

事 務 連 絡
平成19年11月2日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成19年11月2日付厚生労働省告示第364号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（注射薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) 平成19年7月17日までに薬事法の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬5品目、注射薬7品目、外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (3) (1)、(2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 535	4, 192	2, 771	37	15, 535

(参 考)

薬価基準告示

N o .	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)	備 考
1 内用薬	アシノン錠75mg	ニザチジン	75mg 1 錠	31 . 60	
2 内用薬	アシノン錠150mg	ニザチジン	150mg 1 錠	51 . 40	
3 内用薬	セチリジン塩酸塩錠 5 mg 「N P I」	塩酸セチリジン	5 mg 1 錠	70 . 20	後発医薬品
4 内用薬	セチリジン塩酸塩錠10mg 「N P I」	塩酸セチリジン	10mg 1 錠	93 . 80	後発医薬品
5 内用薬	テオフィリン小児用ドライシロップ20%「J G」	テオフィリン	20% 1 g	56 . 40	後発医薬品
6 注射薬	ピスルシン静注用0. 75 g	スルバクタムナトリウム、アンピシリンナトリウム	(0. 75 g) 1 瓶	567	後発医薬品
7 注射薬	ピスルシン静注用1. 5 g	スルバクタムナトリウム、アンピシリンナトリウム	(1. 5 g) 1 瓶	716	後発医薬品
8 注射薬	マグネビスト	ガドペンテト酸メグルミン	37. 14%30mL 1 瓶	16, 890	報告品目
9 注射薬	ラニチジン注50mgシリンジ「N P」	塩酸ラニチジン	50mg 2 mL 1 筒	246	後発医薬品
10 注射薬	ラニチジン注100mgシリンジ「N P」	塩酸ラニチジン	100mg 4 mL 1 筒	350	後発医薬品
11 注射薬	レボホリナート点滴静注用100mg「H K」	レボホリナートカルシウム	100mg 1 瓶	7, 900	後発医薬品
12 注射薬	レボホリナート点滴静注用100mg「N P」	レボホリナートカルシウム	100mg 1 瓶	7, 900	後発医薬品
13 注射薬	レボホリナート点滴静注用100mg「サワイ」	レボホリナートカルシウム	100mg 1 瓶	7, 900	後発医薬品
14 外用薬	セボフルラン吸入麻酔液「メルク」	セボフルラン	1 mL	59 . 70	後発医薬品
15 外用薬	㊦ 白色ワセリン「ヤクハン」	白色ワセリン	10 g	16 . 80	名称変更※

※今回、新名称医薬品が薬価基準に収載されたことに伴い、旧名称医薬品は今後、経過措置品目とされる予定です。